



# 情報モラルの基本的な考え方

越 智 貢

現在、中等教育で行われている情報教育は、開始された当初と比べれば、随分落ち着いたように見受けられる。ただし、情報モラル教育に関してはやや事情が異なるというべきかもしれない。周知のように、児童生徒が電子ネットワークに関わる事件を引き起こすたびに、情報モラル教育が話題にされ、その効果や是非についてさまざまに議論されている。

ここでは、情報モラルをどのように理解すればよいか、あるいは情報モラル教育の効果をどのように考えればよいかについて、私見を述べてみたい。

## 1 教師の変化

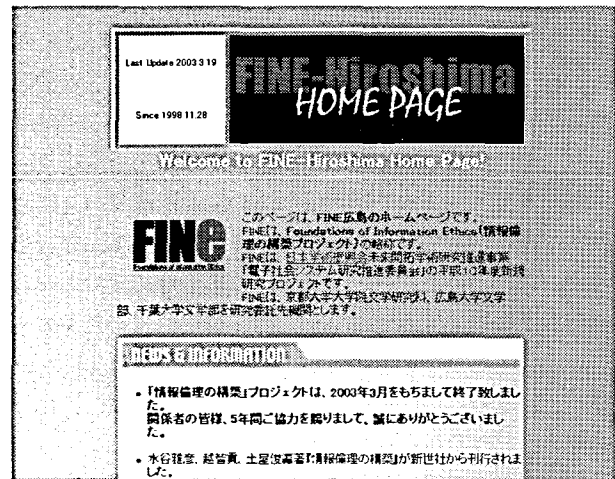
情報教育が開始される以前から、情報モラルに関わる仕事に携わってきたために、学校の状況をつぶさに眺める機会に恵まれた。その間に経験した教師の意識の変化はとても大きかった。ここ 5、6 年間ですら、教師は大きく意識を変えている。

1999 年に、全国の約 500 校の教師にアンケート調査をしたことがある。その際の学校や教師の反応は、今日のそれとはまるで違っていた。たとえば、学校へのインターネット導入に「まったく興味がない」とする回答は 5% ほどであり、「まったく必要性を感じない」という回答も 4% 弱にすぎず、それゆえ大多数の教師がインターネット導入に肯定的な関心を抱いていたにもかかわらず、電子メールの「アドレスは学校に 1 つがよい」という意見が 40% 近くに達していた。一見、矛盾とも映るこの状況は、情報教育の本格化を前にした教師の複雑な思いをそのまま反映していたように思われる。すなわち、「不安」である。

当時、マスコミの報道を通じてしか知ることができなかった種々の事件が、インターネット導入とともに自分の教室や学校で起こったら、と身構えている教師は少なくなかった。こうした漠然とした「不安」が、校外へのアクセスを躊躇させていたように思われる。

今日では、このような不安を抱えている教師はほとんどいない。情報教育は、旧来の教科と同様、いまでは日

常のルーチンになっている。電子ネットワークの世界は、ほとんどの教師にとって、もはや不安を掻き立てる未知の世界ではなく、事あることに行き来する日常世界の一部である。



(筆者が携わっていた FINE-HIROSHIMA のサイト このプロジェクトは 2003 年に終了したが、現在でも当時の研究がそのまま保存されている。本文で紹介したアンケート結果もここに掲載されている。)

こうした変化は、教師自身によるコンピュータやインターネットの経験と深くつながっている。文部科学省の調査によれば、上記のアンケートを行った 1999 年度の「コンピュータを操作できる教員」は、全体で 66.1%

であり、「コンピュータで指導できる教員」は、31.8%であった。

このように、1999年当時は、かなりの教師がコンピュータに触れる機会をもっていなかった。だが、最新の数字(2003年度)では、「コンピュータを操作できる教員」の割合は、全教員の93.0%であり、「コンピュータを使って教科指導等ができる教員」は63.0%だとされている。未経験が不安の原因の1つであったことがよくわかる。

むろん、それと並行して、日本全体でも電子ネットワークが身近になり、コンピュータやインターネットに関わる「光と闇」が世間一般に次第に理解されるようになったことも、教師の不安の解消に役立ったにちがいない。今日では、ウェブページを一度も目にしたことのない人はまれである。現在、日本のインターネット利用者人口は7,730万人に達し、人口普及率は60.6%に上ると言われている(総務省調査、2003年末のインターネット利用者数及び人口普及率)。

## 2 情報モラルの誤解

このように、現在の情報教育は、おおよそ予定の軌道に乗っているように思われる。だが、情報モラルについては、少し事情が異なっている。なぜなら、いまなお情報モラルに対して過剰な期待が認められる半面で、それに対する不信も根強く存在しているからである。

児童生徒が電子ネットワークと関連する形で問題を引き起こすと、きまって情報モラルの周知徹底が声高に語られ、それを十分に行ってこなかったことに原因を求める声が届いてくる。かと思えば、情報モラル教育の効力のなさが主張され、それよりもむしろ法的規制を強める方が効果的だとする情報モラル不要論も少なくない。確かに、子どもたちに、情報モラルに関する知識を与えても、それだけで彼らがトラブルを回避できることにはならない。知っていることとその知に基づいて行為できることは同じではないからである。

だが、それら両方の意見を聞いていると、情報モラルの過信派と不信派には、立場の違いはあるものの、共有している誤解があるのではないかと思えてくる。

## 3 法もモラルも万能ではない

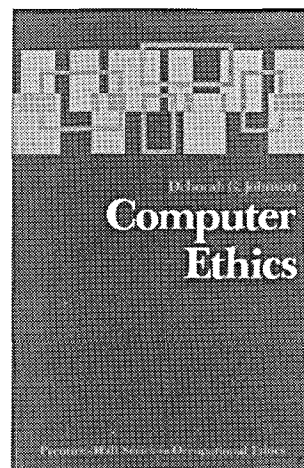
まず、法やモラルが万能でないことに留意する必要がある。それぞれに限界があることを忘れると、情報モラルを過信したり、逆にその効果を疑うことになってしま

う。

ネットワーク犯罪やトラブルを回避する方法は、決して1つではない。技術的に回避する方法もあれば、法的に回避する方法もある。ただし、それらは完全ではない。なぜなら、それらはともに事後的にしか発動し得ないからである。しかも、新しい技術の確立や新しい法律の制定は、多くの時間を必要とする。その間に、それらを乗り越える次の犯罪やトラブルが出現する。コンピュータに関するモラルの教育の必要性は、実は、この反省の上で要請された。

このように、コンピュータに関わるモラルの重要性が注目され始めたのは、その他の抑止力の限界の自覚に基づいている。つまり、モラルはそれだけですべてを解決できるものとして登場したわけではない。それは、法的な対処や技術的な対処を補完する役割として位置づけられている。この点からすれば、情報モラルの効力のなさを理由に、法的規制の強化を求める主張は、以上の歴史的事情に目を閉ざした意見なのである。

コンピュータが関わる領域でモラルを教育する必要があると唱えられ始めたのは、1970年代に遡る。当時、「情報倫理(Information ethics)」や「情報モラル」という言葉はむろん存在していない。そのころ、そうしたモラルは「コンピュータ・エシックス」と呼ばれていた。インターネットが普及するはるか以前に、アメリカで、将来コンピュータのプロとなる学生たちにコンピュータ・エシックスを教える試みが行われた。これにより、実際にコンピュータ犯罪数が大幅に減少している。



(D.Johnsonの著作、1985年刊のこの著作の初版には、有害情報やウィルスなど、ネットワーク関連の問題が取り上げられていなかった)

ただし、その際にも、モラルの教育がすべてを片付けられる万能の存在と考えられていたわけではない。「コンピュータ・エシックス」教育を推進したドン・パーカーは、すでにその当時、モラル教育の限界を知っていた。彼は、

「コンピュータ学科で耳にすることがなかった」倫理を学生たちに教えることの重要性を主張しつつ、次のように語るのも忘れなかった。

「コンピュータ倫理を講義しても、学生の偶発的ないたずらを止めさせることはできまい。しかし、大切なのは、その行いが悪いことだと知ることである。学校は、学生が子供のころから身につけた倫理的価値基準そのものを変えることはできない。しかし、こうした倫理的価値をテクノロジーの分野に適用し、コンピュータのプログラムやデータの所有権についての特別な倫理的原則を教えることによって、コンピュータ・サービスの利用の仕方やシステムの統一性は有効なものとなりうる」(『コンピュータ犯罪研究総論』1983)。

言うまでもなく、同じことが日常世界についても当てはまる。モラルですべてが片付くわけではない。法律やそれに基づく規制もまた万能ではない。逆に、法律は、それを後押しするモラルの力を必要とする。それがなければ、法律はただの文章と変わらない。

私たちの普段の生活を反省してみればよい。互いの財産やプライバシーを守るために、私たちは、家宅侵入を禁止する法律を必要とするばかりか、人の家に無断で入ってはならないというモラルも必要としている。両者は緊密に結びあい支えあっているのである。

## 4 情報モラルの定義

情報モラルの定義には、そのことに関する配慮が認められるように思われる。周知のように、情報モラルは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であると定義された(2000年3月、高等学校学習指導要領解説情報編)。ここには、情報モラルにルールであること以上の意味が込められている。次のような説明が施されている。

「情報モラルの育成とは、何々をしてはいけないというような対処的なルールを身につけるだけではなく、それらのルールの意味を正しく理解し、新たな場面でも正しい行動がとれるような考え方と態度を育てること」である。それゆえ、とくに「単なるルールの指導にならないようにする」ことが求められている。

ルールを知ることは重要である。しかし、それ以上に重要なのは、ルールの意味とその必要性を理解し、その上で行為を選択しようとする態度である。それをルール自身が作り出すことはできない。法律も同じである。

明治期の人々は、それまで存在しなかった数多くの法律を作ったが、そのために、あわせて「**遵法精神**」に関

するモラルの教育をも推進した。法律だけが存在しても、それを理解し守ろうとする意識がなければ効果はないからである。

「遵法精神」は、モラルの圏内にある言葉である。しかも、教育することによってしか得られない。近年は同じことがコンプライアンスという言葉で語られることが多いが、「遵法精神」は今日でもモラルの重要な機能の一つである。

## 5 モラルは変わる

モラルが万能ではないこととあわせて重要なのは、情報モラルが変容する点である。

モラルの中身はそれが関わる環境が変化するとともに変容する。電子ネットワークの中には、ある時期まで匿名性に関わるトラブルはほとんど生じなかったし、有害情報すらそれほど問題とはならなかった。当時のガイドラインを見れば、そのことがよくわかる。

1995年成立の「ネチケット・ガイドライン」は有名だが、それ以前にもガイドラインと呼び得るものは存在した。「コンピュータエシックスの十戒」を憶えている読者がいるかもしれない。ネチケット・ガイドラインが一般化する以前には、これが多くのサイトで掲げられていた。珍しくなったとはいえ、今でも時おり出会うことがある。引用しよう。

### 「コンピュータ・エシックスの十戒」

1. 汝、コンピュータを使って他人を害することなかれ。
2. 汝、他人のコンピュータ作業を妨げることなかれ。
3. 汝、他人のファイル<sup>せんさく</sup>を詮索することなかれ。
4. 汝、コンピュータを使って盗み<sup>ぬす</sup>をすることなかれ。
5. 汝、コンピュータを使って偽りの証言をすることなかれ。
6. 汝、代金を支払わぬソフトウェアを使用・複写することなかれ。
7. 汝、許可なく他人のコンピュータ資源を使うことなかれ。
8. 汝、他人の知的産物を私物化することなかれ。
9. 汝、汝の作成したプログラムの社会的影響を考えるべし。
10. 汝、考慮と尊重の念をもってコンピュータを使うべし。

## Ten Commandments Of Computer Ethics

Created by the Computer Ethics Institute  
If Duplicated, Please Cite the Computer Ethics Institute

1. Thou Shalt Not Use A Computer To Harm Other People.
2. Thou Shalt Not Interfere With Other People's Computer Work.
3. Thou Shalt Not Snoop Around In Other People's Computer Files.
4. Thou Shalt Not Use A Computer To Steal.
5. Thou Shalt Not Use A Computer To Bear False Witness.
6. Thou Shalt Not Copy Or Use Proprietary Software For Which You have Not Paid.
7. Thou Shalt Not Use Other People's Computer Resources Without Authorization Or Proper Compensation.
8. Thou Shalt Not Appropriate Other People's Intellectual Output.
9. Thou Shalt Think About The Social Consequences Of The Program You Are Writing Or The System You Are Designing.
10. Thou Shalt Always Use A Computer In Ways That Insure Consideration And Respect For Your Fellow Humans.

To request the Ten Commandments of Computer Ethics in PDF format please e-mail us with your name, e-mail address and affiliation at [cei@brookings.edu](mailto:cei@brookings.edu).

(Computer Ethics Institute に掲げられた「十戒」)

この「十戒」ではネットワークの問題に言及されていない。当然である。これが用いられていたときには、インターネットが今日ほど普及していなかったからである。有害情報やウィルスの問題が記載されていないのも、当時は、それらが今日のように問題化していなかったからである。

このように、少し長いタイムスパンで、情報モラルの周辺を眺めれば、その折々に問題とされた事柄が変化していることに気づかされる。

今後も、情報モラルの中身は徐々に変化していくにちがいない。プライバシー概念は情報の電子化とともに急速にその内容を変化させてきたが、「ひとりにしておかれる権利」から「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」へ）さらに変化していくのは間違いない。近年騒がれている著作権も同じである。匿名性ですら、これまでは悪しき振る舞いの原因と見なされてきたが、最近、電子ネットワーク環境の変化により、自衛策の一つとして見直されつつある。

いや、情報モラルだけではない。そもそもモラルは変容する。日常世界のモラルもつねに変化の途上にある。

デカルトという哲学者をご存知だろうか。今日でも心身二元論や演繹法えんえきぽうの主唱者として有名なこの近世の哲学者は、モラルについて長い研究を重ねながらも、結局、確実なモラルの演繹体系を作ることをあきらめ、暫定的なモラルに従うことで満足せざるを得なかった。私たちも、情報モラルとして知られている事柄が「暫定的」であることを忘れてはならない。

## 6 モラルは変わらない

これまで述べてきたように、モラルの中身は変わっていく。しかし、矛盾した言い方に聞こえるかもしれないが、中身が変わっても、モラルの核心（あるいはその都度のモラルの中身に込められた原理とでも言うべきもの）は変わらない。

すでに歴史的命を終えたかに見える「コンピュータ・エシックスの十戒」が、今日の状況に対しても十分対処できるものであることはその証である。なぜなら、「十戒」は他者の権利を毀損きそんしないことを述べているからであり、そのことは、そのまま今日の状況にも当てはまるからである。インターネット以前に小さなLANを使っていた場合と、インターネットにアクセスしている場合とでは、振る舞い方は同じではないが、それら両方で守るべきモラルの核心は変わらない。

この意味では、実は、モラルは変化していない。人類が歴史時代に入って以降、窃盗が認められたことはなく、理由なく他者を傷つけることが許されたこともない。

児童生徒に伝えなければならないのは、個々の場面で犯しやすいトラブルやこまごました法律の内容等ではなく、そうしたモラルの核心である。言い替えば、情報モラルにおいてもっとも重要なのは、子どもたちに、どの範囲までの行為なら、許されるかを教えることではなく、彼らが、ある特定のことをすれば、だれかが危害を被らないかどうかを考え、判断することができるようにすることである。「ルールの意味を正しく理解し、新たな場面でも正しい行動がとれるような考え方と態度」とは、そうした態度を意味している。

著作権の問題であれプライバシーの問題であれ、それらが他者の権利の毀損になることだというモラルン核心を理解するのでなければ、情報モラルを学ぶ意味はない。法律も日常のモラルもそうした核心から引き出されているのであり、たとえ万能でなくとも、すべての人が互いに毀損しあわない社会の実現を目指している。「情報モラル」と名付けられた電子ネットワークのモラルも、むしろ例外ではない。